

# 契 約 書 案

本契約書は、 有限会社 ミカモフレテック (以下甲とする) の取り扱う四季成りイチゴ苗について、〇〇〇〇〇 (以下乙とする) との間に試験栽培契約を締結するものである。

第1条 本契約書に基づいて甲及び乙は下記の事項に同意し、かつ契約事項を遵守する義務を生ずるものである。

第2条 甲は乙が試験栽培を希望する品種苗を下記の条件で提供し、乙はこの種苗を使用しイチゴの試験生産を行うことができる。

品種名	種苗数量 (本)	種苗費
サマールビー(仮称)	10	200円/1株

※ 経済栽培する場合、甲は乙に対してロイヤリティを請求する事が出来る。

※ 但し上記の条件については甲乙協議し変更することができる。

第3条 甲が乙に対して提供する種苗の代金・支払方法、その他この契約書条件については、すべて甲の取引規定によるものとする。

第4条 種苗の全部又は一部を甲の同意なくいかなる形でも他へ引き渡しをしてはならず、また、そのランナーを含む種苗の一部を使用して増殖を図るなどの目的に使用してはならない。  
育種資材とする事も一切禁止する。

第5条 栽培中に生じた突然変異等の個体はすべて甲の所有に帰するものとし、乙はこれらの突然変異等個体を発見した場合には、直ちに甲に連絡し、その指示に従う。

第6条 甲は予告なしに乙の栽培地、栽培方法を調査することができ、乙はこれに協力するものとする。

第7条 乙は栽培中に紛失を防ぐ対策を取り、万一事故が発生した場合には直ちに甲へ連絡すること。

第8条 発生するランナーは小さいうちに摘み取り後、腐敗又は焼却により破棄する。試作終了後の株についても同様の処理を行う。

第9条 乙は本契約条項を栽培試験農家にも遵守させる義務を有し、その管理・監督に関する責を負わなければならない。

第10条 乙が本契約の各条項に違反した場合、甲は乙に対し、契約の解除、苗の回収、損害賠償の請求をすることができる。

第11条 本契約の有効期限はこの契約調印の日を開始し平成××年××月××日までとする。

第12条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上取り決める。

以上、本契約の成立を証するために本書2通を作成し、それぞれの署名（記名）捺印の上1通ずつ所持するものとする。

平成 年 月 日

甲

徳島県美馬市美馬町田辺78

有限会社 ミカモフレテック

取締役 田村純二 印

乙

印